

# 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療施行規則

(平成20年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号)

最終改正：令和3年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 被保険者（第2条—第7条）

第3章 保険給付（第8条—第22条の2）

第4章 保険料（第23条—第29条）

第5章 雑則（第30条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の施行については、法令及び福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 被保険者

（障害認定の申請書）

第2条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第8条に規定する申請書は、後期高齢者医療障害（認定・認定撤回）申請書／後期高齢者医療被保険者資格取得（喪失・変更）届書（様式第1号）とする。

（申請の却下）

第2条の2 福島県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、施行規則第8条の規定に基づく申請が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）別表に定める程度の障害の状態に該当しないと認めるときは、却下する旨の決定をし、申請者に対し、その旨を後期高齢者医療障害認定申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（資格取得の届書）

第2条の3 施行規則第10条、第11条及び第22条から第26条までに規定する届書は、後期高齢者医療障害（認定・認定撤回）申請書／後期高齢者医療被保険者資格取得（喪失・変更）届書とする。

（病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届書）

第3条 施行規則第12条に規定する届書は、後期高齢者医療住所地特例適用（変更・終

了) 届書(様式第5号)とする。

(被保険者証の返還)

第3条の2 施行規則第15条第1項に規定する書面は、後期高齢者医療被保険者証の返還通知書(様式第5号の2)とする。

(特別の事情に関する届出)

第3条の3 施行規則第16条第1項及び第2項並びに第73条に規定する届書は、後期高齢者医療特別の事情に関する届書(様式第5号の3)とする。

(公費負担医療に関する届書)

第3条の4 施行規則第17条の2第1項に規定する届書は、後期高齢者医療公費負担医療に関する届書(様式第5号の4)とする。

(被保険者証等の再交付申請書)

第4条 施行規則第19条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書(様式第6号)とする。

(被保険者証の更新等)

第5条 施行規則第20条第1項の規定による被保険者証の更新及び施行規則第21条の規定による被保険者資格証明書の更新は、1年ごとに行う。

2 被保険者証及び被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)の更新期日は、毎年8月1日とする。

3 広域連合長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、1年を超えない範囲において更新の期日を別に定めることができる。

(無効の被保険者証等の告示)

第6条 広域連合長は、施行規則第19条第1項の規定による被保険者証の再交付及び施行規則第21条において準用する施行規則第19条第1項の規定による被保険者資格証明書の再交付に係る申請の際に、当該申請書に添付されなかった被保険者証等について、速やかに無効告示するものとする。

(証明書の交付申請)

第7条 次の表の左欄に掲げる事項の証明書の交付を受けようとする者は、後期高齢者医療被保険者資格(取得・喪失)証明書交付申請書、後期高齢者医療被扶養者該当・障害・特定疾病認定証明書交付申請書、後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書(様式第7号)を広域連合長に提出しなければならない。この場合において、広域連合長が交付する証明書は、次の表の左欄に掲げる証明事項の区分に応じ、当該右欄に掲げる証明書とする。

証明事項		証明書
被保険者資格の取得又は喪失		後期高齢者医療被保険者資格（取得・喪失）証明書（様式第8号）
被保険者の住所の変更により当該被保険者資格の喪失又は変更が生じる場合における次に係る事項	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第99条第2項の規定による被扶養者に該当する被保険者であったこと。	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書（様式第10号）
	法第50条第2号の規定による障害認定	高齢者の医療の確保に関する法律による障害認定証明書（様式第10号）
	施行令第14条第6項の規定による特定疾病認定	高齢者の医療の確保に関する法律による特定疾病認定証明書（様式第10号）
被保険者が広域連合の区域外に住所変更することにより当該被保険者資格を喪失する場合における負担区分等		後期高齢者医療負担区分等証明書（様式第12号）

### 第3章 保険給付

（基準収入額の適用申請書等）

第8条 施行規則第32条に規定する申請書は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書（様式第13号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、施行令第7条第3項に規定する要件に該当すると認めるときは、負担区分を変更し、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書（様式第14号）により当該被保険者に通知するものとする。

（一部負担金の減免及び徴収の猶予申請書等）

第9条 施行規則第33条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書（様式第15号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその要否を決定し、後期高齢者医療一部負担金減額証明書（様式第16号）又は後期高齢者医療一部負担金免除証明書（様式第17号）若しくは後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書（様式第18号）を交付し、又は後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書（様

式第19号)により当該申請者に通知するものとする。

(食事療養標準負担額差額の支給申請書等)

第10条 施行規則第37条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療食事療養差額支給申請書(様式第20号)とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書(様式第21号)又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書(様式第22号)により当該申請者に通知するものとする。

(生活療養標準負担額差額の支給申請書等)

第11条 施行規則第42条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療生活療養差額支給申請書(様式第23号)とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第12条 施行規則第46条に規定する届書は、第三者行為等による被害届(様式第24号)とする。

(療養費の支給申請書等)

第13条 施行規則第47条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療療養費支給申請書(様式第25号)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる療養費の支給に係る施行規則第47条第1項に規定する申請書は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補装具に係る療養費の支給申請書 後期高齢者医療療養費支給申請書(補装具)(様式第25号の2)

(2) はり、きゅうの施術に係る療養費の支給申請書 療養費支給申請書(はり・きゅう用)(様式第25号の3)

(3) あんま・マッサージの施術に係る療養費の支給申請書 療養費支給申請書(あんま・マッサージ用)(様式第25号の4)

(4) 東北厚生局福島事務所長及び福島県知事に受領委任の取扱に係る登録を行っている柔道整復師又は東北厚生局福島事務所長及び福島県知事から受領委任の承諾を受けている柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書 広域連合長が別に定める申請書

3 広域連合長は、前2項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(特別療養費の支給申請書等)

第14条 施行規則第54条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療特別療養費支給

申請書（様式第26号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（移送費の支給申請書等）

第15条 施行規則第60条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療移送費支給申請書（様式第27号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（特定疾病認定の申請書等）

第16条 施行規則第62条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療特定疾病認定申請書（様式第28号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、施行令第14条第6項に規定する要件に該当すると認めるときは、後期高齢者医療特定疾病療養受療証を交付し、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書（様式第29号）により当該被保険者に通知するものとする。

（限度額適用認定の申請書等）

第16条の2 施行規則第66条の2第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療限度額適用認定申請書（様式第30号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、施行令第16条第1項第1号ハ又はニに規定する事由に該当すると認めるときは、後期高齢者医療限度額適用認定証を交付し、同項に規定する事由に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療限度額適用認定申請却下通知書（様式第31号）により当該被保険者に通知するものとする。

（限度額適用認定証の更新）

第16条の3 施行規則第66条の2第6項において準用する施行規則第20条の規定による限度額適用認定証の更新は、1年ごとに行う。

- 2 限度額適用認定証の更新期日は、広域連合長が特に必要と認めるときを除き、毎年8月1日とする。

（限度額適用・標準負担額減額認定の申請書等）

第17条 施行規則第67条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第32号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、施行令第16条第1項第1号ホ又はへに規定する事由に該当すると認めるときは、後期高齢者医療限度

額適用・標準負担額減額認定証を交付し、同項に規定する事由に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書（様式第33号）により当該被保険者に通知するものとする。

（限度額適用・標準負担額減額認定証の更新）

第18条 施行規則第67条第6項において準用する施行規則第20条の規定による限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は、1年ごとに行う。

2 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新期日は、広域連合長が特に必要と認めるときを除き、毎年8月1日とする。

（月間の高額療養費の支給申請書等）

第19条 施行規則第70条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書（様式第34号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（年間の高額療養費の支給申請書等）

第19条の2 施行規則第70条の2第1項及び第70条の3第1項に規定する申請書は、高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第35号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 施行規則第70条の2第3項に規定する通知は、高額療養費（外来年間合算）支給額計算結果連絡票（様式第36号）により行うものとする。

4 施行規則第70条の3第3項に規定する証明書は、後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書（様式第37号）とする。

（高額介護合算療養費の支給申請書等）

第20条 施行規則第71条の9第1項及び第71条の10第1項に規定する申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第38号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 施行規則第71条の9第4項に規定する通知は、高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票（様式第39号）により行うものとする。

4 施行規則第71条の10第2項に規定する証明書は、後期高齢者医療自己負担額証明

書（様式第40号）とする。

（葬祭費の支給申請書等）

第21条 被保険者の葬祭を行う者は、条例第2条第1項の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書（様式第41号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により葬祭を行う者に通知するものとする。

（傷病手当金の支給申請書等）

第21条の2 条例附則第1条の2第1項に規定する傷病手当金の支給を受けようとする被保険者等は、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）（様式第41号の2）、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（事業主記入用）（様式第41号の3）及び後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）（様式第41号の4）を広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、被保険者が新型コロナウイルス感染症の感染に関して医療機関を受診していない場合は、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）を提出することを要しない。この場合において、当該被保険者は、提出する後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）に、当該被保険者を使用する事業所の事業主から、当該被保険者が新型コロナウイルス感染症の感染に関する療養のため労務に服することができなかつた期間等について証明を受けなければならない。

3 広域連合長は、前2項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに傷病手当金の支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

（後期高齢者医療給付費の一時差止通知）

第22条 広域連合長は、法第92条第1項又は第2項の規定により後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることを決定したときは、後期高齢者医療給付の一時差止通知書（様式第42号）により当該被保険者に通知するものとする。

（一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除）

第22条の2 施行規則第75条に規定する通知は、後期高齢者医療保険料控除通知書（様式第42号の2）とする。

#### 第4章 保険料

（保険料の額の通知）

第23条 広域連合長は、条例第19条に規定する保険料の額の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 被保険者氏名

- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 保険料額の算定基礎及び算定方法
- (6) 当該年度分の保険料額又は仮徴収額  
(保険料の徴収猶予申請書等)

第24条 条例第20条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（様式第43号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書（様式第44号）又は後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書（様式第45号）により当該申請者に通知するものとする。

（保険料徴収猶予事由の消滅申告書）

第25条 条例第20条第3項に規定する申告書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予事由消滅申告書（様式第46号）とする。

（保険料の徴収猶予の取消し）

第26条 広域連合長は、条例第20条第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けていた被保険者及び連帯納付義務者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険料の徴収猶予を取り消すものとし、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書（様式第47号）により当該保険料の徴収猶予を受けていた者に通知するものとする。

- (1) 当該保険料の徴収猶予の理由が消滅したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により保険料の徴収猶予を受けたとき。

（保険料の減免申請書等）

第27条 条例第21条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第48号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、後期高齢者医療保険料減免決定通知書（様式第49号）又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書（様式第50号）により当該申請者に通知するものとする。

（保険料減免事由の消滅申告書）

第28条 条例第21条第3項に規定する申告書は、後期高齢者医療保険料減免事由消滅申告書（様式第51号）とする。

（保険料の減免の取消し）

第29条 広域連合長は、条例第21条第1項の規定により保険料の減免を受けていた被保険者及び連帯納付義務者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険料の減免を取り消すものとし、後期高齢者医療保険料減免取消通知書（様式第52号）により当該保険料の減免を受けていた者に通知するものとする。



- (1) 当該保険料の減免の理由が消滅したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により保険料の減免を受けたとき。

## 第5章 雑則

### (委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### (傷病手当金の適用期間の終期)

第2条 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号）附則の規定により規則で定める日は、令和3年3月31日とする。

#### (条例附則第3条第1項の規則で定める事実)

第3条 条例附則第3条第1項に規定する規則で定める事実は、新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月1日から条例附則第3条第1項の規定による徴収の猶予を受けようとする保険料の普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日とする。以下同じ。）までの間（福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の施行の日から2月を経過した日前に納付すべき保険料にあっては、同年2月1日から同条例の施行の日から2月を経過する日までの間）における連続する1月以上の期間の収入金額（被保険者の属する世帯の主たる生計維持者（以下「主たる生計維持者」という。）の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）に係る収入金額をいう。）を当該期間の初日の1年前の日から当該期間の末日の1年前の日までの期間の収入金額で除して得た割合がおおむね10分の8以下となったこととする。

#### (条例附則第4条第2項の規則で定める事項)

第4条 条例附則第4条第2項の規定により、主たる生計維持者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該世帯の令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料について、当該各号に定めるところにより減免する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる

生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合 一部減額

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額がある場合は、その金額を控除した額）が令和元年分の当該事業収入等の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の令和元年分の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに施行令第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合は、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年分の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項第2号に該当する場合の保険料の一部減額は、対象保険料額（当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年分の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、それらの合計額）を乗じ、その額を被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する被保険者全員について算定した令和元年分の合計所得金額で除した額をいう。）に、主たる生計維持者の令和元年分の合計所得金額に応じた一部減額の割合を乗じて算定する。この場合において、当該算定額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

3 前項に規定する一部減額の割合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合とする。ただし、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業のときは、一部減額の割合は10分の10とする。

主たる生計維持者の令和元年分の合計所得金額	一部減額の割合
300万円以下であるとき。	10分の10
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき。	10分の2

4 条例附則第4条第1項の規定による保険料の減免の申請期限は、令和3年3月31日とする。

附 則（平成20年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則 (平成20年福島県後期高齢者医療広域連合規則第7号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年福島県後期高齢者医療広域連合規則第8号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則 (平成21年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則 (平成21年福島県後期高齢者医療広域連合規則第7号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則 (平成22年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則 (平成22年福島県後期高齢者医療広域連合規則第6号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年7月17日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成24年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成25年福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年7月5日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成27年福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成28年福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年6月18日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分

の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成30年福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号）

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療施行規則は、平成30年8月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第11号）

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。